

# 国際課税

## Q & A

### ►►非居住者に対する役務提供と輸出免税について

(税理士 小沢 進)

Q

私は弁護士ですが、このたび米国在住の者からその者が所  
有するわが国に所在する土地建物に係る訴訟案件を依頼され、  
その者から200万円の報酬を受領しました。

この報酬に対してわが国の消費税が課されるでしょうか。

また、この訴訟案件を私が他の弁護士に依頼し、その弁護士に対  
しては、私が非居住者から受領する報酬の一部を支払うこととした  
場合には、消費税の課税関係はどのようになるでしょうか。

A

消費税の課税対象は国内における資産  
の譲渡等の対価とされており、その資産  
の譲渡等とは、資産の譲渡、資産の貸付け及び  
役務の提供とされております。

したがいまして、貴方が受領する弁護士報酬  
は、当該訴訟案件に係る貴方の役務提供が国内  
で行われる限り、この資産の譲渡等の対価に該  
当することになります。

次いで、国内における資産の譲渡等であって  
も、輸出免税に該当する場合には、消費税は免  
税とされますので、貴方が受領する弁護士報酬  
が輸出免税の対象とされ免税に該当するか否か  
の検討が必要とされます。

消費税法施行令第17条第2項第7号において、  
非居住者に対して行われる役務提供で次に掲げ  
るもの以外のものも輸出免税に該当する役務提  
供とされています。

すなわち、①国内に所在する資産に係る運送  
又は保管、②国内における飲食又は宿泊、③上  
記①及び②に掲げるものに準ずるもので、国内  
において直接便宜を享受するもの、とされてい  
ます。

ご質問では、その受領する報酬は、非居住者  
が所有するわが国に所在する不動産に係る係争  
に関連してのものであることから、上記施行令  
に規定するわが国に所在する資産に係る運送又  
は保管に該当しないものと考えます。\*

\* この運送又は保管は資産についての物理的な  
運送、物理的な保管と解され、訴訟に係るよう  
な役務提供は含まれないものと考えます。

したがってこれに準ずるものとみることもで  
きないものと考えます。

したがいましてその受領する報酬は、課税完  
上に該当しますが、輸出免税により実際の課税  
は生じないことになります。

貴方が当該訴訟案件を他の弁護士に依頼しそ  
の者に対し貴方が報酬を支払い、貴方は非居住  
者から報酬を別途受領するようなケースにおい  
ては、その依頼を受けた他の弁護士はその報酬  
に対して消費税が課税されることになります。  
貴方ご自身が非居住者から別途受領する報酬に  
ついては、上述のとおり輸出免税の対象になる  
ものと考えます。